

恵庭市後援名義使用承認等取扱要領

後援名義使用承認等取扱要領（平成8年4月1日実施）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、主催者から各種事業・行事・催しその他これらに類するもの（以下「事業」という。）の実施に際し、恵庭市の後援する名義の使用に関する承認等について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 本市が、事業の趣旨に賛同し、団体等の実施する事業に名目的に参加することをいう。
- (2) 営利事業 専ら営利を目的とした事業をいう。
- (3) 政治活動 特定の政党、政治思想又は政治家を支持し、又はこれらに反対する目的で行われる活動をいう。
- (4) 宗教活動 特定の宗教の布教、宣伝その他教義に従い行われる活動で、特定の宗教を促進し、又は他の宗教に干渉する目的で行われるものをいう。

（承認の基準）

第3条 後援の名義の使用を承認する基準は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 主催者が、団体等であること。
- (2) その事業の実施が、本市の経済、社会、福祉、教育、文化、スポーツ等の発展向上に資するものであること。
- (3) その事業の内容が公共性を持ったものであること。
- (4) 営利事業でないこと。
- (5) 政治活動又は宗教活動でないこと。

（承認の申請）

第4条 後援の名義を使用しようとする者は、次に掲げる書類を事業の実施日の2週間前

までに市長に提出するものとする。

(1) 恵庭市後援名義使用承認願出書（様式第1号）

(2) 事業の実施要領

(3) その他市長が必要と認める書類

（承認等の決定）

第5条 市長は、前条の申請を受けたときは、当該申請の内容を審査し、承認する場合は恵庭市後援名義使用承認通知書（様式第2号）により条件を付して承認するものとし、承認しない場合は、恵庭市後援名義使用不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（承認事項の変更）

第6条 前条の規定により承認を受けたものは、当該承認に係る事業の内容に変更があったときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

（承認の取消し）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、後援の名義の承認を取り消すことができる。この場合において、市長は、取消しによって申請者が受けた損害等については、一切の責任を負わないものとする。

(1) 申請内容に虚偽の事実があるとき。

(2) 第3条の基準に該当しなくなったとき。

(3) 前条の届出を怠ったとき。

2 前項の取消しを行ったときは、恵庭市後援名義使用承認取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（報告）

第8条 市長は、必要があると認める場合は申請者に対し、事業等実施報告書（様式第5号）及び収支決算書（様式第6号）の提出を求めることができる。

（補則）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要領の実施の際現にこの要領による改正前の後援名義使用承認等取扱要領の規定により行った申請及び承認は、改正後の恵庭市後援名義使用承認等取扱要領の規定により行った申請及び承認とみなす。